

# 自動車リサイクル法に基づく解体業の新規・更新許可申請の手引き

平成27年4月1日作成

令和元年12月14日改正

## 1 申請対象者

この手引きは、宮城県内（仙台市を除く。※）の事業所で自動車リサイクル法に基づく解体業（使用済自動車を解体し、再資源化を行う事業）の新規または更新許可申請を行おうとする事業者が対象です。

※ 仙台市内の事業所については、仙台市の許可が必要です。仙台市の窓口は5ページに記載しています。

## 2 相談・申請<sup>※1</sup>窓口について（連絡先等は5ページに記載しています。）

| 【解体を行う事業所が一か所の場合】 |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 相談窓口              | 事業所の所在地を管轄する保健所及び支所，循環型社会推進課 |
| 申請窓口              | 事業所の所在地を管轄する保健所及び支所          |

| 【解体を行う事業所が複数か所ある場合】 |   |
|---------------------|---|
| 相談窓口                | 事業所の所在地を管轄する保健所及び支所，循環型社会推進課            |
| 申請窓口                | 最も主要な事業所 <sup>※2</sup> の所在地を管轄する保健所及び支所 |

※1 相談・申請の際は、事前に電話連絡をお願いします。

※2 最も主要な事業所には本店のある事業所を優先し、各事業所の規模等を考慮して判断してください。

## 3 許可の基準について

許可に当たっては、つぎのような基準があります。

### ■施設に関する基準に適合していること

- 宮城県では、自動車リサイクル法で定める基準の他、「使用済自動車等の解体業又は破碎業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱<sup>※</sup>（以下「指導要綱」という。）」において、施設に関する基準を定めていますので、参照してください。

※指導要綱掲載ページ

（<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/293999.pdf>）

### ■申請者の能力に関する基準に適合していること

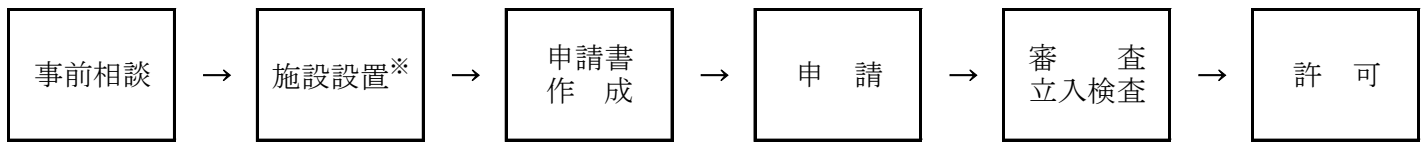
- 標準作業書を常備し、従事者に周知していること
- 事業計画書又は収支見積書から判断し解体業を継続できないことが明らかでないこと

※ 標準作業書については、記載例が環境省のホームページに掲載されていますので参考にして作成してください。

自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/040226document.pdf>

## 4 許可までの流れについて



※新規申請の場合のみ

### (1) 事前相談

- ・ 別添の「**構造基準一覧**」を確認の上、担当者が具体的な説明・助言ができるように、**事業の概要がわかる書類や図面等**を持参してください。

### (2) 施設設置

- ・ 構造基準に適合している施設を設置して下さい。
- ・ 農地転用の手続き等他法令で施設設置について規制がある場合には、施設設置に必要な手続きを行った上で、施設を設置して下さい。

### (3) 申請書作成

- ・ 申請書様式は所定の様式を使用してください。ただし、記入欄に不足が生じた場合には記入欄の追加、別紙の添付でも構いません。
- ・ 申請書様式は循環型社会推進課のサイトからダウンロードできますので御活用下さい。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/kaisai.html>
- ・ 記載例を参考に、漏れのないように記載してください。
- ・ 必要な添付書類については、添付書類一覧（3ページ）を参照してください。
- ・ 申請書類はA4サイズのファイルに綴じて提出してください。

### (4) 申請

- ・ 郵送による申請書の提出は原則として受け付けません。申請窓口で直接提出をして下さい。
- ・ 申請書の提出部数は **正1部** です。（事業者保管用に控えを1部作成して下さい。）
- ・ 申請書の提出時には、窓口で簡単な予備審査（書類の記載漏れや添付書類の有無の確認等）を行い、問題がなければ申請手数料を添えて提出していただきます。

■**新規申請**：宮城県収入証紙 **78,000円**

■**更新申請**：宮城県収入証紙 **70,000円**

- ・ 更新申請については、有効期間満了日の**60日前**から受け付けします。許可の有効期間満了前に更新申請を行って下さい。

### (5) 審査及び立入検査

- ・ 事業所に立入検査を実施し、申請書どおり施設が設置されていること等を確認します。
- ・ 審査の過程で、さらに必要な書類の提出を求めたり、再度事業所等に立入検査を行う場合があります。
- ・ 審査には**概ね2か月程度**を要しますのであらかじめご了承ください。

### (6) 許可

#### イ 許可

- ・ 許可（更新許可）後、許可証を交付しますが、原則として申請書類提出窓口で交付します。
- ・ 更新申請をされた方は、旧許可証を有効期間満了後に窓口へ返還してください。

#### ロ 不許可

- ・ 理由を記載した不許可通知書によりお知らせします。**申請手数料は返還いたしません。**

★申請に必要な添付書類の一覧

申請前にも再度、チェックしてみましょう

| 添 付 書 類 |  | 確認欄                      |
|---------|--|--------------------------|
| 1       | 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面（要領様式第 1）   | <input type="checkbox"/> |
| 2       | 解体業の用に供する施設の構造を明らかにする書類 <sup>※1</sup><br>【具体例】・解体作業場（平面図・立面図・断面図，油水分離槽の構造図・設計計算書等）<br>・運搬車輛，重機，油回収機等の機器（写真，カタログ，仕様書等）  | <input type="checkbox"/> |
| 3       | 当該施設の付近の見取り図（施設周辺の地図） <sup>※1</sup>  | <input type="checkbox"/> |
| 4       | 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は使用する権原を有すること）を証する書類 <sup>※1</sup><br>【具体例】・解体作業場：土地の公図，土地や建物の登記事項証明書等<br>（所有権を有しない場合には賃貸借契約書の写し）<br>・運搬車輛，重機，油回収機等の機器：車検証の写し，売買契約書の写し等<br>（所有権を有しない場合には賃貸借契約書の写し）  | <input type="checkbox"/> |
| 5       | 事業計画書（要領様式第 11）  | <input type="checkbox"/> |
| 6       | 収支見積書（要領様式第 12）  | <input type="checkbox"/> |
| 7       | 申請者に関する書類  |                          |
| 法人      | (1) 定款又は寄付行為の写し  | <input type="checkbox"/> |
|         | (2) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の原本 <sup>※2</sup><br>※履歴事項全部証明書を添付願います。  | <input type="checkbox"/> |
|         | (3) 申請書に記載した役員，使用人，株主（出資者）に関する以下の書類<br>イ 住民票の写し（本籍 <sup>※3</sup> の記載のあるものに限る。）の原本 <sup>※2</sup><br>（イ）株主（出資者）が法人の場合には，当該法人の登記事項証明書の原本  | <input type="checkbox"/> |
|         | ロ 精神機能の障害の有無を判断するための以下のいずれかの書類書類 <sup>※2, 4</sup><br>（イ）成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局発行）の原本 <sup>※5</sup><br>（ロ）精神機能に係る医師の診断書<br>（ハ）その他業務を行うことに支障の無いことを示す書類  | <input type="checkbox"/> |
| 個人      | (4) 申請者及び申請書に記載した使用人に関する以下の書類<br>イ 住民票の写し（本籍 <sup>※3</sup> の記載のあるものに限る。）の原本 <sup>※2</sup><br>ロ 精神機能の障害の有無を判断するための以下のいずれかの書類 <sup>※2, 4</sup><br>（イ）成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局発行）の原本 <sup>※5</sup><br>（ロ）精神機能に係る医師の診断書<br>（ハ）その他業務を行うことに支障の無いことを示す書類 | <input type="checkbox"/> |
|         | (5) 法定代理人に関する以下の書類（申請者が未成年である場合のみ）<br>(4)に同じ   | <input type="checkbox"/> |
|         | (4)に同じ   | <input type="checkbox"/> |
| 8       | 申請の内容に関して他の法令の規制がある場合には，当該規制に適合することを証する書類<br>【具体例】・都市計画法に基づく開発許可を受けていることを証する書類等  | <input type="checkbox"/> |
| 9       | その他知事が必要と認める書類及び図面<br>【具体例】・標準作業書<br>・申請者等の情報を記載する書面（要領様式第 13）（先行許可証提出時 <sup>※6</sup> のみ）  | <input type="checkbox"/> |

- ※1 **更新申請時**，内容に変更がない場合に限り，**2～4**の書類の添付を省略することができます。
- ※2 住民票の写しの原本，登記事項証明書の原本，精神機能に係る医師の診断書は，発行日から3ヶ月以内のものを添付して下さい。
- ※3 外国人にあつては，**住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等**の記載があること。
- ※4 添付書類の内容によっては，追加書類を求める場合があります。
- ※5 登記されていないことの証明書には，「**成年被後見人又は被補佐人とする記録がない**」旨の記載が必要です。詳しくは**仙台北務局(電話 022-225-5611)**又は**最寄りの法務局**にお問い合わせください。
- ※6 **新規申請時**のみ，すでに取得済みの解体業，破砕業，廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可証（当該許可の日から5年を経過していないもの）の原本（本県以外の許可証も可。また，先行許可証の提出無く許可されたものに限る。）を提出することによって**7のうち(3)～(5)**の書類の添付を省略することができます。（許可証の原本は確認後，速やかに返却いたします。）

## 誓約書において誓約する事項について

解体業の許可申請，更新の許可申請及び変更届出時に提出する誓約書（要領様式第1）において，誓約する事項については，次の事項となります。

誓約書を作成する際には，これらの事項に該当していないことを確認して下さい。

なお，これらの事項に該当している場合は，解体業を行うことができませんのでご注意下さい。

- 1 精神の機能の障害により解体業を適切に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 この法律（自動車リサイクル法以下「法」という。），廃棄物処理法，浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（大気汚染防止法，騒音規制法，海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律，水質汚濁防止法，悪臭防止法，振動規制法，特定有害物質等の輸出入等に関する法律，ダイオキシン類対策特別措置法，ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し，又は刑法第204条，第206条，第208条，第208条の2，第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。），廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され，その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては，当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

## 宮城県自動車リサイクル法行政関係機関一覧

| 機関名                              | 郵便番号     | 住所                        | 電話番号             | 管轄地域                     |
|----------------------------------|----------|---------------------------|------------------|--------------------------|
| 仙南保健所<br>環境廃棄物班                  | 989-1243 | 大河原町字南129-1<br>(大河原合同庁舎内) | 0224-<br>53-3118 | 白石市・角田市・刈田郡<br>・柴田郡・丸森町  |
| 塩釜保健所<br>環境廃棄物班                  | 985-0003 | 塩竈市北浜4-8-15               | 022-<br>363-5506 | 塩竈市・多賀城市・富谷市<br>・黒川郡・宮城郡 |
| 塩釜保健所<br>岩沼支所<br>環境廃棄物班          | 989-2432 | 岩沼市中央3-1-18               | 0223-<br>22-6295 | 名取市・岩沼市・亶理郡              |
| 大崎保健所<br>環境廃棄物班                  | 989-6117 | 大崎市古川旭4-1-1<br>(大崎合同庁舎内)  | 0229-<br>87-8002 | 大崎市・栗原市・加美郡・遠田郡          |
| 石巻保健所<br>環境廃棄物班                  | 986-0850 | 石巻市あゆみ野5-7<br>(石巻合同庁舎内)   | 0225-<br>95-1418 | 石巻市・登米市・東松島市・女川町         |
| 気仙沼保健所<br>環境廃棄物班                 | 988-0066 | 気仙沼市東新城3-3-3              | 0226-<br>22-5127 | 気仙沼市・南三陸町                |
| 宮城県環境生活部<br>循環型社会推進課<br>リサイクル推進班 | 980-8570 | 仙台市青葉区本町3-8-1             | 022-<br>211-2649 | 無し（許可に係る相談のみ<br>受け付けます。） |

**【仙台市内に事業所がある方の窓口】**

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 電話022-214-8236